



2025年3月11日

各 位

会 社 名 株式会社 i s p a c e
 代表者名 代表取締役CEO 袴 田 武 史
 (コード：9348 東証グロース市場)
 問合せ先 取 締 役 C F O 野 崎 順 平
 (TEL. 03-6277-6451)

**株式及び新株予約権発行プログラム設定契約に基づく
 第4回第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、2024年10月11日付「株式及び新株予約権発行プログラム設定契約締結に係る発行登録並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に関するお知らせ」(以下「当初プレスリリース」という。)にて公表いたしましたとおり、2024年10月11日付で、米国の機関投資家である Heights Capital Management, Inc. (以下「HCM」という。)が運用する CVI Investments, Inc. (以下「割当予定先」という。)との間で、株式及び新株予約権発行プログラムの設定に係る Equity・Program・Agreement (以下「エクイティ・プログラム契約」という。)を締結し、エクイティ・プログラム契約に基づき設定された株式及び新株予約権発行プログラム (以下「本プログラム」といい、本プログラムに基づく第1回発行乃至第4回発行により発行される当社普通株式 (総計 11,000,000 株) を個別に又は総称して「本普通株式」といい、本プログラムに基づく第1回発行乃至第4回発行により発行される当社新株予約権 (総計 110,000 個 (潜在株式数：11,000,000 株)) を個別に又は総称して「本新株予約権」という。)に基づき、第1回発行として、2024年10月28日付で割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社 ispace 第14回新株予約権の発行を、第2回発行として、2024年12月3日付で割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社 ispace 第15回新株予約権の発行を、第3回発行として、2025年1月29日付で割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社 ispace 第16回新株予約権の発行を、それぞれ実施しておりますが、2025年3月11日開催の取締役会決議において、本プログラムに基づく第4回発行として、割当予定先に対する第三者割当による新株式及び株式会社 ispace 第17回新株予約権の発行 (以下「第4回第三者割当」という。)を行うことに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 第4回第三者割当に係る本普通株式発行の概要

① 払込期日	2025年3月26日
② 発行新株式数	普通株式 2,750,000株
③ 発行価額	1株につき金589円
④ 調達資金の額	1,619,750,000円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑥ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑦ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

(2) 第4回第三者割当に係る本新株予約権発行の概要

① 割当日	2025年3月26日
② 新株予約権の総数	27,500個 (新株予約権1個につき100株)
③ 発行価額	新株予約権1個当たり935円
④ 当該発行による潜在株式数	2,750,000株
⑤ 資金調達の額	2,184,462,500円

	(内訳) 新株予約権発行分 25,712,500円 新株予約権行使分 2,158,750,000円
⑥ 行使価額	1株当たり785円
⑦ 行使請求期間	2025年3月27日から2029年3月26日まで
⑧ 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑨ 割当予定先	CVI Investments, Inc.
⑩ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 第4回第三者割当の目的

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 2. 本プログラム導入の目的」に記載のとおり、当社グループの将来の成長と安定的な財務基盤の構築の実現を図るため、本プログラムに基づく資金調達を行うものであります。

(2) 第4回第三者割当による資金調達を選択した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 3. 本プログラムによる資金調達を選択した理由」に記載のとおり、本プログラムに基づく資金調達は、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択肢であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
3,804,212,500	14,246,044	3,789,966,456

- (注) 1. 上記の金額は、第4回第三者割当により発行される本普通株式及び本新株予約権に係る払込金額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権の保有者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等を含みます。
4. 発行諸費用は、主に、弁護士費用、及びその他事務費用（印刷事務費用、登記費用）等からなります。

なお、本プログラム全体によって調達する資金の見込総額（差引手取概算額）は、当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。

(2) 調達する資金の具体的な使途

2025年3月11日開催の取締役会決議に基づく第4回第三者割当による本普通株式及び本新株予約権の発行により調達する差引手取概算額の具体的な使途については、次のとおり予定しております。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① ミッション3に係る当社米国法人への投融資資金	1,619	2025年3月～2026年10月
② 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金	2,000	2025年3月～2027年10月
③ ミッション5に係る当社米国法人への投融資資金	170	2025年3月～2027年3月
合計	3,789	—

(注1) 調達資金を実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

(注2) 2025年3月期第三四半期より、一部ミッションのナンバリングを変更致しました。開発中のランダーに係るミッションスケジュールに変更は無い一方、将来的な米国ミッションの時期を再調整したことに伴い、SBIR補助金を活用した日本ミッション(旧ミッション6)を当社4番目のミッションとし、ミッション3に次ぐ米国ミッション(旧ミッション4)を当社5番目のミッションとして設定いたしました。

上記表中に記載の各資金用途についての詳細は以下のとおりです。

① ミッション3の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金

当社の連結子会社であるispace technologies U.S., inc. に対して投融資を行い、主にミッション3のランダー製造費用の一部として1,619百万円を充当する予定であります。

ミッション3のAPEX1.0ランダー(旧Series2ランダー)は、2026年の打上げ予定に向けて、開発は順調に進捗していると考えております。2023年4月に当社初の月ミッションを行った旧Series1ランダーから得られたデータやノウハウを活用し、更なる性能の強化を目指し、開発を加速させてまいります。

② 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金

経済産業省が実施する「中小企業イノベーション創出推進事業」において、宇宙分野の「月面ランダーの開発・運用実証」テーマへの申請を行い、2023年12月15日に補助金120億円の交付決定書を受領し、その補助金を活用するミッション4の開発をすでに開始しております。その中で補助金支給の対象外となる、ミッション4で利用する当社ランダー(※)を搭載し、成層圏外まで運搬するためのロケット利用代金及び同ミッションに係る人件費等の間接費用の一部として2,000百万円を充当する予定です。

(※) ミッション4にて利用するシリーズⅢランダー(仮称)は、ミッション3にて使用するAPEX1.0ランダーと同様に最大数百kgのペイロードを運搬可能な設計を想定しており、日本を開発拠点としつつ、米国のみならず世界中のサプライヤーからの柔軟な部材調達を可能とすることで開発コストの低減を目指しています。なお、ミッション4の打ち上げ業者の選定につきましては、打ち上げの成功確率や打ち上げに係る代金を考慮しながら、現在検討を進めております。打ち上げ業者については、決まり次第、速やかに開示をさせていただく予定です。

③ ミッション5の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金

当社の連結子会社であるispace technologies U.S., inc. に対して投融資を行い、主にミッション5のランダー製造費用の一部として170百万円を充当する予定であります。ミッション5はミッション3と同様にAPEX1.0ランダー(旧Series2ランダー)を使用する予定であり、今後開発に伴う詳細なスケジュールが決まり次第、開示させていただく予定です。

なお、本プログラム全体により調達する資金(差引手取概算額)の具体的な用途については当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照ください。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本プログラムにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与することができることから、本プログラムによる本普通株式及び本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 第4回第三者割当に係る本普通株式

第4回第三者割当に係る払込金額は、エクイティ・プログラム契約に基づき、第4回第三者割当の発行条件決定に係る取締役会決議日の直前取引日の東証における当社普通株式の終値の90%としています。当該取締役会決議日の直前取引日の終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根

扱につきましては、割当予定先は発行決議日から払込期日までの約2週間における株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、本株式発行により希薄化が生じること、本株式発行によって迅速かつ確実に資金調達を行うことで中長期的な株主価値の向上が見込まれること等も総合的に勘案し、第4回第三者割当に係る本普通株式の発行価額を決定いたしました。なお、当該払込金額は、当該取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間（2025年2月12日から2025年3月10日）の終値平均値639円（単位未満四捨五入。以下同様。）に対し7.82%のディスカウント、同3ヶ月間（2024年12月11日から2025年3月10日）の終値平均値653円に対し9.80%のディスカウント、同6ヶ月間（2024年9月11日から2025年3月10日）の終値平均値647円に対し8.92%のディスカウントとなっております。

また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、上場会社が第三者割当による株式の発行を行う場合、その払込金額は株式の発行に係る取締役会決議日の直前取引日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されているところ、本払込金額は当該指針に準拠しており、会社法第199条第3項の特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員からも、上記と同様の理由により、上記方法により決定される払込金額は、会社法第199条第3項の割当予定先に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

②第4回第三者割当に係る本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結したエクイティ・プログラム契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2025年3月10日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（654円）、配当額（0円）、無リスク利子率（1.1%）、当社普通株式の株価変動性（42.7%）及び市場出来高、株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合に割当予定先による行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社普通株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で直ちに売却すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

また、本新株予約権の当初の行使価額については2025年3月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額に設定されており、最近6か月間の当社株価の水準及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べても過度に低い水準となることはないものと考えております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（新株予約権1個当たり935円）を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の935円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本新株予約権の発行価額は算定結果である評価額と同額であるため、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社及び割当予定先から独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額は、当該第三者算定機関によって算出された評価額と同額であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第4回第三者割当により発行される本普通株式の数（2,750,000株）に第4回第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（2,750,000株）を合算した総株式数は5,500,000株（議決権数55,000個）であり、2024年9月30日現在の当社発行済株式総数93,289,243株及び議決権数932,892個を分母とする希薄化率は5.90%（議決権ベースの希薄化率は5.90%）に相当します。また、当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 5. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、本プログラムにより発行される本普通株式の数（11,000,000株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（11,000,000株）を合算した総株式数は22,000,000株（議決権数220,000個）であり、2024年9月30日現在の当社発行済株式総数93,289,243株及び議決権数932,892個を分母とする希薄化率は23.58%（議決権ベースの希薄化率は23.58%）に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上述した本プログラムにより資金

調達を行う目的、資金使途及び第4回第三者割当の払込金額の算定根拠に照らすと、第4回第三者割当による当社普通株式の発行数量及び本プログラムにより発行される当社普通株式の発行数量はいずれも合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (1) 割当予定先の概要」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」をご参照ください。なお、2024年11月7日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムに基づく第1回発行により新たに発行された本普通株式(2,750,000株)について、割当予定先から、BofA証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社に対して、スワップポジションへの移転のため、当該株式を2024年10月28日付で譲渡した旨の報告がありました。また、2024年12月17日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムに基づく第2回発行により新たに発行された本普通株式(2,750,000株)について、割当予定先から、BofA証券株式会社に対して、スワップポジションへの移転のため、当該株式を2024年12月3日付で譲渡した旨の報告がありました。さらに、2025年2月6日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムに基づく第3回発行により新たに発行された本普通株式(2,750,000株)について、割当予定先から、BofA証券株式会社に対して、スワップポジションへの移転のため、当該株式を2025年1月29日付で譲渡した旨の報告がありました。本プログラムに基づく第4回発行により新たに発行される本普通株式(2,750,000株)について、割当予定先による当該譲渡と同種の取引その他の当社株式の処分の予定につき、本日時点で当社は関知しておりませんが、開示すべき事項が生じた場合は速やかに開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当初プレスリリースの「I. 株式及び新株予約権発行プログラム 4. 割当予定先の選定理由等 (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容」をご参照ください。

(5) 株券貸借に関する契約

当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等 (5) 株券貸借に関する契約」をご参照ください。

(6) ロックアップ等について

当初プレスリリースの「II. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行 6. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップ等について」をご参照ください。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2024年9月30日)現在		募集後	
袴田 武史	12.863%	CVI Investments, Inc.	14.529%
インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	6.423%	袴田 武史	7.806%
株式会社日本政策投資銀行	3.747%	BofA証券株式会社	6.549%
赤浦 徹	2.826%	インキュベイトファンド3号投資事業有限責任組合	5.198%

募集前（2024年9月30日）現在		募集後	
IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	2.289%	株式会社日本政策投資銀行	3.032%
三井住友信託銀行株式会社	2.110%	赤浦 徹	2.287%
IFSPV 1号投資事業組合	1.259%	IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	1.852%
-	-	三井住友信託銀行株式会社	1.707%
-	-	IFSPV 1号投資事業組合	1.019%

- (注) 1. 募集前の持株比率は、2024年9月30日現在における発行済株式総数を基準とし、募集後の持株比率は2024年9月30日現在における発行済株式総数に、本プログラムに基づく第1回発行乃至第3回発行により新たに発行された本普通株式の総数（8,250,000株）及び割当予定先に割り当てられた本新株予約権合計82,500個の目的となる株式数並びに本プログラムに基づく第4回発行により新たに発行される本普通株式の総数（2,750,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権合計27,500個の目的となる株式数（合計22,000,000株）を加味して算出しております。
2. 募集後の袴田武史氏及び割当予定先の持株比率は、当社代表取締役CEOである同氏と割当予定先との間で締結された当社普通株式（上限3,000,000株）を貸し付ける株式貸借契約に基づき、2025年2月17日付で実施された同氏による割当予定先への当社普通株式3,000,000株の貸出しを加味して算出しております。
3. 募集後の割当予定先の持株比率は、割当予定先に対して、本プログラムに基づいて発行される当社株式及び新株予約権のうち、第1回発行乃至第3回発行により割当予定先に割り当てられた本新株予約権合計82,500個の目的となる株式数、並びに、第4回発行により新たに発行される本普通株式の総数（2,750,000株）及び割当予定先に割り当てられる本新株予約権合計27,500個の目的となる株式数（合計13,750,000株）を考慮した所有株式数に基づいて記載しています。
4. 2024年11月7日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムに基づく第1回発行により新たに発行された本普通株式のうち2,050,000株について、割当予定先から、BofA証券株式会社に対して当該株式を2024年10月28日付で譲渡した旨の報告がありました。また、2024年12月17日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムに基づく第2回発行により新たに発行された本普通株式（2,750,000株）について、割当予定先から、BofA証券株式会社に対して当該株式を2024年12月3日付で譲渡した旨の報告がありました。さらに、2025年2月6日付「第三者割当により割り当てられた株式の譲渡に関する報告書」にてお知らせしたとおり、本プログラムに基づく第3回発行により新たに発行された本普通株式（2,750,000株）について、割当予定先から、BofA証券株式会社に対して、スワップポジションへの移転のため、当該株式を2025年1月29日付で譲渡した旨の報告がありました。募集後のBofA証券株式会社の持株比率は、これらの譲渡を加味して算出しております。

8. 今後の見通し

本プログラムによる資金調達に当期の業績予想に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本普通株式及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満になると見込んでおり、②支配株主の異動を伴うものではないことから、この場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
売上高	674,141	989,241	2,357,055
営業利益又は営業損失（△）	△4,056	△11,023	△5,501
経常利益又は経常損失（△）	△4,039,154	△11,378,300	△6,097,990

親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△4,059,896	△11,398,248	△2,366,265
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△77.68	△211.47	△29.05
1株当たり配当金 (円)	0.00	0.00	0.00
1株当たり純資産 (円)	163.74	△47.28	104.63

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年2月28日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	102,921,283株	100.00%
現時点行使価額における潜在株式数	11,263,700株	10.94%

(注) 現時点行使価額における潜在株式数には、本プログラムに基づく第1回発行乃至第3回発行により割当予定先に割り当てられた新株予約権に係る潜在株式数合計8,250,000株を含みます。

(3) 最近の株価の状況

① 最近1年間の状況

	2024年3月期
始 値	1,000円
高 値	2,373円
安 値	730円
終 値	1,067円

② 最近6ヶ月間の状況

	2024年 10月	11月	12月	2025年 1月	2月	3月
始 値	702円	680円	565円	695円	668円	639円
高 値	714円	685円	694円	928円	691円	704円
安 値	628円	507円	501円	630円	606円	626円
終 値	685円	556円	680円	671円	624円	654円

(注) 2025年3月については3月1日～3月10日の状況について記載しています。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2025年3月10日
始 値	661円
高 値	662円
安 値	643円
終 値	654円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当によるC種優先株式の発行

発行期日	2021年10月22日
調達資金の額	249,977,335円
発行価額	C種優先株式1株につき1,203.55円

募集時における発行済株式数	普通株式 1,008,363株
発行新株式数	C種優先株式 207,700株
割当先	Airbus Ventures FundIII, L.P
募集後における発行済株式数	普通株式 1,008,363株 C種優先株式 231,249株
発行時における当初の資金使途	①ミッション2で利用するランダー製造費用への充当
発行時における支出予定時期	①2022年3月期に249,977,335円を充当
現時点における充当状況	①全額を充当済み

・公募増資（新規上場時）

払込期日	2023年4月11日
調達資金の額	5,359,097,360円
発行価額	198.90円
募集時における発行済株式数	普通株式 53,901,120株
当該募集における発行株式数	普通株式 26,519,500株
募集後における発行済株式数	普通株式 80,420,620株
発行時における当初の資金使途	① 当社が2024年に予定するミッション2の打上代金への充当 ② ミッション2で利用するランダー製造費用への充当 ③ 連結子会社への投融資
発行時における支出予定時期	① 2024年3月期に1,250,000千円を充当 ② 2024年3月期に1,670,000千円を充当 ③ 2024年3月期に2,729,000千円を充当 なお、下記「第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）」により調達した資金を含めた金額を記載しております。
現時点における充当状況	① 全額を充当済み ② 全額を充当済み ③ 全額を充当済み

・第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

払込期日	2023年5月10日
調達資金の額	290,440,872円
発行価額	198.90円
募集時における発行済株式数	普通株式 80,420,620株
当該募集における発行株式数	普通株式 1,242,900株
募集後における発行済株式数	普通株式 81,663,520株
割当先	SMB C日興証券株式会社
発行時における当	① 当社が2024年に予定するミッション2の打上代金への充当

初の資金使途	② ミッション2で利用するランダー製造費用への充当 ③ 連結子会社への投融資
発行時における支出予定時期	① 2024年3月期に1,250,000千円を充当。 ② 2024年3月期に1,670,000千円を充当。 ③ 2024年3月期に2,729,000千円を充当。 なお、上記「公募増資（新規上場時）」により調達した資金を含めた金額を記載しております。
現時点における充当状況	① 全額を充当済み。 ② 全額を充当済み。 ③ 全額を充当済み。

・公募増資（海外募集による新株式の発行）

払込期日	2024年3月28日
調達資金の額	8,357,747,500円
発行価額	815.39円
募集時における発行済株式数	普通株式 82,698,563株
当該募集における発行済株式数	普通株式 10,250,000株
募集後における発行済株式数	普通株式 92,948,563株
発行時における当初の資金使途	① 当社米国法人への投融資資金 ② その他運転資金
発行時における支出予定時期	① 2025年11月までに7,069百万円を充当 ② 2025年3月までに1,007百万円を充当
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。なお、①について、2025年3月11日現在において、当社から当社米国法人に対して6,688百万円を貸付済みです。なお、上記貸付金のうち、現時点でリレー衛星2基の購入代金として942百万円、ランダー製造費用として2,204百万円を充当済みです。

・本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本普通株式発行

発行期日	2024年10月28日
調達資金の額	1,655,000,000円
発行価額	1株につき金602円
募集時における発行済株式数	普通株式 93,289,243株
発行新株式数	普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.
募集後における発行済株式数	普通株式 96,039,243株
発行時における当初の資金使途	当社米国法人への投融資資金
発行時における支出予定時期	2024年10月～2026年10月
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。現時点で全額未充当であり、今後の期間において充当してまいります。

・本プログラムに基づく第1回第三者割当に係る本新株予約権発行

割当日	2024年10月28日
発行新株予約権数	27,500個
調達資金の額	2,177,953,500円
発行価額	新株予約権1個当たり828円
募集時における発行済株式数	普通株式 93,289,243株
当該募集による潜在株式数	普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.
募集後における発行済株式数	普通株式 96,039,243株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額	22,770,000円
発行時における当初の資金使途	① 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金 ② ミッション5の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金
発行時における支出予定時期	① 2024年10月から2027年10月までに2,000百万円を充当 ② 2024年10月から2026年3月までに177百万円を充当
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。

・本プログラムに基づく第2回第三者割当に係る本普通株式発行

発行期日	2024年12月3日
調達資金の額	1,504,250,000円
発行価額	1株につき金547円
募集時における発行済株式数	普通株式 96,039,243株
発行新株式数	普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.
募集後における発行済株式数	普通株式 98,789,243株
発行時における当初の資金使途	当社米国法人への投融資資金
発行時における支出予定時期	2024年12月～2026年10月
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。現時点で全額未充当であり、今後の期間において充当してまいります。

・本プログラムに基づく第2回第三者割当に係る本新株予約権発行

割当日	2024年12月3日
発行新株予約権数	27,500個
調達資金の額	2,025,457,500円
発行価額	新株予約権1個当たり753円

募集時における発行済株式数	普通株式 96,039,243株
当該募集による潜在株式数	普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.
募集後における発行済株式数	普通株式 98,789,243株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額	20,707,500円
発行時における当初の資金使途	補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金
発行時における支出予定時期	2024年12月～2027年10月
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。

・本プログラムに基づく第3回第三者割当に係る本普通株式発行

発行期日	2025年1月29日
調達資金の額	2,205,500,000円
発行価額	1株につき金802円
募集時における発行済株式数	普通株式 99,052,983株
発行新株式数	普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.
募集後における発行済株式数	普通株式 101,802,983株
発行時における当初の資金使途	当社米国法人への投融資資金
発行時における支出予定時期	2025年1月～2026年10月
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。現時点で全額未充当であり、今後の期間において充当してまいります。

・本プログラムに基づく第3回第三者割当に係る本新株予約権発行

割当日	2025年1月29日
発行新株予約権数	27,500個
調達資金の額	2,982,182,500円
発行価額	新株予約権1個当たり1,443円
募集時における発行済株式数	普通株式 99,052,983株
当該募集による潜在株式数	普通株式 2,750,000株
割当先	CVI Investments, Inc.

募集後における発行済株式数	普通株式 101,802,983株
現時点における行使状況	0株
現時点における調達した資金の額	39,682,500円
発行時における当初の資金使途	① 補助金支給の対象外となるミッション4の開発資金 ② ミッション5の開発資金に係る当社米国法人への投融資資金
発行時における支出予定時期	① 2025年1月から2027年10月までに2,500百万円を充当 ② 2025年1月から2026年3月までに463百万円を充当
現時点における充当状況	上記「発行時における支出予定時期」に記載のとおりです。

11. 発行要項

第4回発行に係る本普通株式の発行要項及び本新株予約権の発行要項は、それぞれ別紙1及び別紙2に記載しております。

以 上

別紙1 第4回発行に係る普通株式発行要項

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式2,750,000株
(2) 払込金額	1株につき589円
(3) 払込金額の総額	1,619,750,000円
(4) 増加する資本金の額	809,875,000円
(5) 増加する資本準備金の額	809,875,000円
(6) 割当方法	第三者割当の方法による。
(7) 払込期日	2025年3月26日(水)
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

株式会社ispace第17回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ispace第17回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
2025年3月26日
3. 割当日
2025年3月26日
4. 払込期日
2025年3月26日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をCVI Investments, Inc. に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,750,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。
 - (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
27,500個
8. 各本新株予約権の払込金額
金935円（本新株予約権の目的である株式1株当たり9.35円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初785円とする。
10. 行使価額の修正
該当なし
11. 行使価額の調整
 - (1) 本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後

行使価額の下限は360円（下記第(3)号及び第(4)号の規定を準用して調整される。）とするが、当該下限を下回ることとなる場合には、当社の取締役会の決議により、当該下限を適用しないことができる。）に調整される。

(2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合、及び当社及びCVI Investments, Inc. の間の2024年10月11日付EQUITY PROGRAM AGREEMENTに基づきCVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により当社普通株式を発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（但し、当社及びCVI Investments, Inc. との間の2024年10月11日付EQUITY PROGRAM AGREEMENTに基づきCVI Investments, Inc. 対して第三者割当の方法により発行する当社新株予約権を除き、以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当たりの} + \text{処分株式数} \text{ 払込金額}}{\quad}$$

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \times \text{時価}$$

(4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により当社普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ② 株主に対する無償割当てにより当社普通株式を発行又は処分する場合
調整後行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(6)① 「特別配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額をいう。

② 特別配当による行使価額の調整は、各特別配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の翌日以降これを適用する。

(7) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(4)号③の場合は基準日）、又は特別配当による行使価額調整式の場合は当該剰余金の配当に係る基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当

社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号記載の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
2025年3月27日から2029年3月26日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項並びに当社及びCVI Investments, Inc. との間の2024年10月11日付EQUITY PROGRAM AGREEMENTに定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金935円とした。
18. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 日比谷支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

22. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生及び発行登録追補書類の提出を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役CEOに一任する。

以 上